

NPO KEEP LEFT 事務局からのメールマガジン第4号です。

***メールマガジン No.4 - 08.5.23 ***

NPO KEEP LEFT メールマガジン NO.4

NPO KEEP LEFT 事務局では、安全運転を啓蒙する為の小冊子(パンフレット)「知らなかったでは、済まされない自転車のルール & 当然、守らなければならない自転車のマナー」の内容を検討中と配信しました。現在、原稿の校正も最終段階に入りました。

原稿の一部をメールマガジンにて配信します。

「大阪おばチャリ vs NPO KEEP LEFT 呆れた問答集」

*大阪おばチャリとは、性別・年齢には関係なくルール・マナーを守らない自転車利用者の総称として文中で使用します。

NPO 「おばちゃん! こんな所に自転車とめたらあかんやん!」

おば 「なに言うてんねん! なんで私だけに言うねん!
みんな停めてるやんか! いちいち文句言わんといて!!」

おば 「チリン! チリン! チリン!」

NPO 「おばちゃん! 歩道歩いてるものにベルならして!
何してるねん!!!」

おば 「あんた! そんなところ歩いて邪魔やん!!
危ないやんかあー!!!」

NPO 「自転車通りませ! ちょっと道空けてくれへん」

おば 「危ないなあー! 公園の中は自転車走ったらあかんねんで!!」
* 公園内自転車通行可、管理事務所に確認済み

NPO 「おばちゃん! こんな所に自転車停めんと、
そっちに駐輪場あるやろ!!!」

おば 「あんた! 警察か!? 警察とちゃうくせに、文句つけんといて!

偉そうに人にもの言いよって、警察呼ぶで！」

NPO 「おばちゃんら！ 横に並んで自転車こいだらあかんでえー！」

おば 「私ら、ゆっくり走ってるのに、
スピード出して走ってくるからあかんねん！」

NPO 「おばちゃん！ あぶないやん！！
ルール、マナー守って走らんと！！！」

おば 「何言うてんの！ 私ら、貧乏人は自転車しか乗られへんのや！
自転車やったら、何処走ろうと勝手やん！！」

NPO 「ちょっと！ちょっと！！ ルール、マナー守って走らんと！
あかんで！」

おば 「ほっとけ！ あほっ！！」

NPO 「ちょっと！ちょっと！！ ルール、マナー守って走らんと！
あかんで！」

おば 「 」*無言、無視

等々、書いたらキリがありません。 只々、呆れるばかりです。
信じられない方は、是非、大阪にお越し下さい。
大阪は、「おばチャリ」のワンダーランドです。

大阪のおばチャリは、難儀な人達です。

以下省略

続きは、小冊子（パンフレット）「知らなかったでは、済まされない自転車のル
ール & 当然、守らなければならない自転車のマナー」で読んで下さい。

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT
理事長 佐原 純一郎

NPO KEEP LEFT 事務局からのメールマガジン第5号です。

***メールマガジン No.5 - 08.5.31 ***
NPO KEEP LEFT メールマガジン NO.5

平成20年6月1日より道路交通法及び同施行令の一部が改正され、施行されます。

◆自転車が歩道を通行することができる場合

これまで道路標識等により通行することができるのとされている歩道を通行することができます。

この場合、道路標識等により通行すべき部分が指定されているときはその指定された部分を、指定されていない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しながら通行しなければなりません。

また、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。

(道路交通法第63条の4)

新たに次のような場合にも歩道を自転車で通行することができるようになります。

- 児童(6歳以上13歳未満)や幼児(6歳未満)が運転する場合
- 70歳以上の者が運転する場合
- 安全に車道を通行することに支障を生じる程度の身体の障害を持つ者が運転する場合
- 車道等の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められる

場合。

ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するために必要があると認めて歩道を通行してはならない旨を指示したときは歩道を通行することはできません。

(道路交通法第63条の4第1項第2号に並びに道路交通法施行令第26号)

◆車道内で道路標識等により自転車の通行すべき部分が指定されているときの通行方法について一部変更がなされました。

歩道内は徐行しながら通行しなければなりません。歩行者がいなるときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行することができます。

(道路交通法第63条の4第2項)

◆歩道内に自転車の通行すべき部分が指定されている場合、歩行者はこの部分をできるだけ避けて通行するように努めなければなりません。

(道路交通法第10条第3項)

◆児童(6歳以上13歳未満)や幼児(6歳未満)が運転する場合、その保護者は乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

(道路交通法第63条の10)

上記、財団法人 日本自転車普及協会 自転車文化センター 発表

???と思う部分がありますが、御上が決めた道路交通法及び施行令が施行される訳ですから、ルールは守らなければなりません。

自転車を利用される皆さん！ ルール・マナーを守って安全運転に努めましょう！！

で結びと、まるで御上の外郭団体の言い様ですが、
我々 NPO KEEP LEFT は、きれい事では済ませません。
もっと言うべき事があります。御上に対し、もの申します！

◆歩道内に自転車の通行すべき部分が指定されている場合、歩行者はこの部分をできるだけ避けて通行するように努めなければなりません。

(道路交通法第 10 条第 3 項)

要するに、「歩行者も歩道内の自転車通行帯を出来るだけ歩かない様にしてくれ」と言う事ですか？
誰が、歩行者に対し注意し、交通安全指導を行なうのですか？
警察官の頭数は、増やすのですか？ 取り締りは、行なうのですか？

○ 車道等の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合。
ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するために必要があると認めて歩道を通行してはならない旨を指示したときは歩道を通行することはできません。

(道路交通法第 63 条の 4 第 1 項第 2 号に並びに道路交通法施行令第 26 号)

要するに、「警察官が居ない所では、自分の勝手な判断で、本来走ってはならない歩道を走ってよろしい！ 但し、安全に？」と言う事ですか？

車道等の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合の基準は？

車道を自転車で走っている行為は、絶えず危険と背中合わせですよ！ 歩道を自転車で走る行為は、車道を自転車で走るより、もっと危険ですよ！！ これでは、増々自転車が絡む事故が増えます！！
警察官の頭数は、増やすのですか？ 道路の角々に警察官が立ち、指示してくれるのですか？
小手先で法律を改正するだけでは、日々頻繁に発生する自転車が絡む事故は防げません！

道路利用者に選択の余地（裁量）を与える事は、個々人の曖昧な判断により結果的に事故を増加させることになり、危険を増大させることになります。

これでは、道路交通法の本来の目的（「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資すること」）に反する事になります。

一方で、交通の安全を図る目的により道路利用者の交通往來の自由を抑制しながら（各法令や罰則を設け、取り締まる）、他方で、道路利用者に選択の余地（裁量）を与えるということ自体が相反する事であり、道路利用者にとって非常に分かりにくく紛らわしいことです。

今回の改正道路交通法は、法治国家の根幹を揺るがす悪法（と言うより、間抜けな法律）です。

誤りを認め誤りを正す事は、それを行なわない事と比べれば、遥かに賢者であり、後者は愚か者である！
直ちに再改正し、道路利用の住み分け（人・自転車・車）の推進や、道路利用者へのルール・マナーの再教育、自転車運転免許制度の検討及び実施に努めるべきです。

読者の皆さんの中に法曹関係の方、特に弁護士の方はおられないでしょうか？

日本弁護士連合会さんは、この度の改正道路交通法に関し、どのようなご意見をお持ちでしょうか？

また、何らかのアクションを起こされるのでしょうか？

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT

理事長 佐原 純一郎

NPO KEEP LEFT 事務局からのメールマガジン第6号です。

***メールマガジン No.6 - 08.6.4 ***

NPO KEEP LEFT メールマガジン NO.6

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT の第一回総会を開催致します。

日時：2008年6月15日（日）午後3時より

場所：特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT サロン （株式会社 富士商会
1階 旧骨董家具ギャラリー）

〒570-0063 大阪府守口市大門町5番10号（京阪電車 滝井駅下車 徒歩5分です）

懇親会：午後5時半頃より守口 新福菜館（ラーメン屋）さんにて

正会員の方へは、事務局より連絡を致します。

未だ、入会の手続きがお済みでない方は、当NPO法人ホームページにて入会手続きをお願い致します。

尚、入会案内、入会申込書等の郵送サービスも行なっておりますので、ご希望の方は、当事務局 jimukyoku@npokeepleft.com へ、郵便番号、ご住所、お名前を連絡下さい。

賛助会員、ボランティア会員の方へ

賛助会員、ボランティア会員の方は、議決権は有しませんが、この機会に是非、当NPO法人のサロンにお越し下さい。

総会は、約1時間の予定ですので、午後4時過ぎに当NPO法人のサロンもしくは、午後5時半頃に守口新福菜館にお越し下さい。

参加ご希望の方は、その旨を、当事務局 jimukyoku@npokeepleft.com へ連絡下さい。

詳しい所在地周辺地図 pdf を送付致します。

会員でない方も、オブザーバー参加可能です。

お誘い合わせの上、ご参加下さい。 *お席の準備がありますので、参加の連絡だけ、お願いします。

08.5.31 発信の [NPO KEEP LEFT メールマガジン NO.5](#) の「御上に、もの申す！」の内容に関し、
多くの方々から、ご賛同ならびに自転車の安全に関し再認識した 等、ご意見を頂戴致しました。

改めて、御礼申し上げます。

まだまだ発足したばかりのNPO 法人で、力不足や、不行き届きの点多々あると思いますが、会員の皆様と共に、「自転車で世直し！」を合い言葉に進んで行きたいと思います。

次回のメールマガジンは、諸悪の根源「不法駐輪」に関して、発信したいと考えております。

NPO KEEP LEFT こぼれ話【1】

先日、朝チャリ（朝5時半起きで、近くの公園周辺を25Km 走る）の帰り道で、警邏中のポリさんとすれ違った際、思わず「こらっ！自転車やったら、左側走らんかあー！」「何、しとんねん！」「警察官でも、道路交通法守らなあかんやろ！！」「今は、緊急時か？ 警邏中やろ！」と、一喝してしまいました。大声を上げながらも、頭の中で「あかん、あかん、ポリさんに絡んだら、逆に難癖つけられるわ・・・」と思いながら、ふと、ポリさんの表情を見ると、なんかすまなさそうな顔。ほんの少しの沈黙の後、「警察官やったら、道交法守らせる立場やろ、あんじょうしてやあー！」「わしなあー、NPOの親方やってるねん。ボランティアで交通安全指導してるねん。ボランティアやで！ ボランティア！！」「あんたらも、忙しいやろ。」「わしら、あんたらの代わりしてるみたいなもんや。」と一方通行の会話。その間、当のポリさんは、口あんぐり？で、ただただうなづくだけ。「気いー付けて、自転車漕ぎやあー！」と言って、その場を離れました。

こんなポリさんが居るから、「大阪のおばチャリ」が増えるんやろかあー？ それにしても、ポリさんを叱る事は、ちょっぴり楽しい！ 癖になりそおーです。

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT

理事長 佐原 純一郎